

平成 24 年 5 月 22 日 (火) 18:30~20:30

札幌市環境プラザ 環境研修室 1・2

○説明者

環境省総合環境政策局 環境経済課環境教育推進室 室長補佐宮澤 由紀
// 第二係 馬場 友望
一般社団法人 環境パートナーシップ会議 (EPC) 平田 裕之

○出席者

道内の市民及び NPO 等 22 名出席 (出席者名簿参照)
EPO 北海道 有坂、溝渕 公益財団法人北海道環境財団 久保田、内山
北海道地方環境事務所環境対策課 笹木、向田、寺井

○内容

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の説明
環境教育等促進法の活用ポイントについて
意見交換等

1. 開会のあいさつ

(笹木氏)

同法は昨年 9 月改正が行われ、同年 10 月より一部施行されている。環境教育等推進専門家会議の議論を経て、改正の手続きを行っている。これまで、全国 EPO を活用し 8 カ所で説明会を行い法改正についてご意見をいただいている。今回は、改正点説明のあと、どのように活用するかについて、議論できればよいと思っている。ぜひ、パブリックコメントにもご意見をお寄せいただきたい。

(資料確認)

2. 環境教育等促進法に係る基本方針改正案等について

(宮澤氏) 法律の概要、省令案、基本方針、パブリックコメントについての説明 (資料参照)

(馬場氏) 補足説明 第 1 回~第 5 回までの専門家会議で出てきた意見等について

◇法改正のポイント

- ・改正のポイントは「協働取組の推進に関する規定」「学校教育における環境教育の充実」「環境教育等を行う国民、民間団体等を支援するための新たな指定、認定制度」の 3 点となっている。(資料 2 に沿って説明)

◇「協働取組」について

- ・改正法では、地域で連携して取り組まれていくことや、企業が NPO などと連携して実施していくことを想定している。
- ・一方、専門家会議では、協働取組への限界があるという意見も出され、理解し合っても無理には組めない場合もあるので、それらを踏まえて考えていきたいという意見もあった。

◇「認定制度」について

- ・専門家会議では、こういったメリットがあるのか、実施者への箔付なのか最低ラインの保証の基準となるものかという議論があり、認定制度は後者として必要なものだろうということに落ち着いた。
- ・現在頑張っているところには、国の認定制度を待たずに実施している意見もあり、今後予算要求をする際には、制度をどう活かしていくかについて配慮したい。

3. 環境教育等促進法の活用のポイントについて

(平田氏) NPO セクターが法律を活用するためのポイント

- ・法律の大元の部分で NPO から何が出来るかを絞ってお話する。一 NPO として実現したい枠組みの中で、この法律のどこが活用出来るかを考える必要がある。一 NPO の意見から、NPO セクターの意見へ、さらに北海道の環境 NPO セクターの考えとして、合意形成を広げ意見をまとめることが重要である。これにより行政に対して強い意見となっていく。
- ・地域の問題解決に向けての政策提言等では、代案を何処で、どういうタイミングで出していくのかを議論したほうが地域で活動する現場の NPO には得策なのかも知れない。
- ・今回の法律が改正されるだけでは何も変わらない。法律を活用するためのアクションがなければ何も変わらないため、法改正をテコに NPO として何が使えるかを考えることが重要である。
- ・EPC で現在議論しているものとして、「物事を決める際の大枠を変えられないか」がある。環境教育等促進法の流れと「新しい公共」円卓会議の話があり、別紙配布のマルチステークホルダープロセスの流れもある。これらの流れを1つに出来ないかというところでは、今回の法改正は活用出来るものである。配布資料については、本日説明しないが、これについて簡単に一言と言うと物事の決め方については、みんなで決めようということになる。
- ・行政の今までの方法としては、審議会を作り、その審議会から提言等を受け政策に活かしている。審議会では「言いつばなし」、行政も「聞きつばなし」で機能はしていない。パブリックコメントもあるが、決められたものに対して、意見等を求めるものであるため、現在の行政の決め方には限界がある。この今までの決め方の枠組みでは、「何も変わらない」。
- ・政府としても円卓会議一員としてなり議論する形式『社会的責任に関する円卓会議』が、麻生内閣の時から検討が始まっている。円卓会議と環境教育等促進法の話は、共通する部分が多い。このため、物事を決めるところから、一緒に NPO 等も考えることが出来るのであれば、今回の法律は活用出来るのではないかと思う。
- ・問題点としては、促進法第8条にある、推進協議会の行動計画や、協議会等を設置出来るものとあり、協議会を設置する際は、意見等を聞くこととなっている（第8条の2の3）が、円卓会議で議論してきたことと一致してないまた、協議会の委員の構成は、公募で実施となっている。既存の方法は、行政が何処何処の先生など委員を決めるやり方であり、ここにマルチステークホルダープロセスの考え方を入れることが出来るので、パブコメすべき点だと考えている。基本方針 23 ページのところでも、各主体の連携と記載されているが、都道府県の部局の連携までは書いてあるものの、他のセクター間の連携については書いていない。ここもマルチステークホルダープロセスの考え方をパブコメで指摘できる。
- ・NPO が計画作りの過程で参画することが重要であり、その関係者に対して精度の高い代案を提示出来れば、行政がその代案を受けた場合、採用しない時は、採用しない理由を付けて返さなければならないことが記載されており（第8条3の2）、これも活用出来る。産業セクターや金融セクターは NPO からの関わりは難しいが、少なくとも行政セクターに対しては、「一緒にやりましょう」

と誘えるため、この法律の条文は活用出来る。

- ・大元の行動計画等の円卓会議の中で、各セクターの役割分担を行うことで、現場では、混乱して見えない問題点も、円卓会議に乗せることで見やすくなることもあるだろう。
- ・円卓会議という枠組みを展開していくためには、まず NPO 間での意見集約を行うことが重要である。北海道の NPO セクターとしての意見集約が出来れば、他のセクターに打診していくことができる。NPO に近いところでは、消費者セクターや、労働組合及びメディア関係など連携しやすいところと連携を深めていくことは効果的だろう。情報を共有し、非公式の勉強会等を活用し、情報交換や意見交換をしながら意見を束ね、準備のステップを踏んで合意セクターの枠を広げマルチセクターとしての意見が作ることができれば、円卓会議的な推進協議会が作れる。
- ・円卓会議は、オールマイティな手段ではない。閉塞感が漂っているなかで、もうひとつの選択肢として生きてくる手法である。現場で意見をどう生かすかというところで、その方向性を円卓会議で話し合い方向を決めるものであるため、環境以外の他のテーマでも活用が可能である。例として、茨城県の円卓会議は、震災前からセクター間の交流を行っていたため、震災時には、物資配布等を行う際に異なるセクター間の連携に役立った。
- ・円卓会議のデメリットは事務負担が増えること、その負担を誰がどういう負担でやるのか。今まで意見集約等は行政へ投げていたが、これが出来ないため、自分たちで背負うことになる。その費用も掛かるし旅費なども自腹となる。基本は対等な立場であるため、自由に発言等は出来るが自費での参加が基本となるし、責任も負わなければならない。また、あまり尖った意見は、他のセクターに対しては、合意しにくくなる。
- ・今後は、本日の主催者である EPO 北海道の活用も考えられる。EPO については基本方針の中でも、拠点機能として位置付けられている。円卓会議を呼びかける際は、円卓会議を仕切るコーディネーターとして、誰が呼びかけるかが重要である。想いの強いセクターが必ずしも良いとは限らない。EPO は、NPO でも行政でもないため、中立的でありレフェリーの的に動くことも出来る。円卓会議は、参加者に負担が大きくなるため、小さく産んで育てる方が良い。地域の問題には多くのテーマがあるため、まずは、環境行動計画を基礎に取り組み、マルチステークホルダーとして育てていくと良いと思われる。

4. 意見交換等

(溝渕) 今日の目的を確認したい。5月31日までにパブリックコメントが実施されており、基本方針と省令に対して意見をいただきたい。平田さんからは、ひとつの活用方策、それに伴うパブコメの視点をいただいた。どこをどのように変えるべきか？まず、みなさんの質問をもとに進め、時間内で終わらない場合は後日、回答したい。ここで知ったこと、考えたこと、意見交換したことを持ち帰って、ぜひパブコメに出してほしい。

まずはグループで、今日の感想などを話してもらいたい(5分ほど)

(参加者 A) 「協働」という言葉が当たり前のように使われているが、この言葉を法律ではどのように定義しているのか。この10年間で「協働」は人によってイメージのばらつきがあり、議論の土台がくるっていると思うが如何か。まずは定義を共有することが重要だと思う。

(溝渕) 法律には「協働」の定義はされていない。「協働」という言葉は、「横浜市における市民活動と

の協働に関する基本方針」(横浜コード) で使われたのが最初であるといわれている。アメリカの(政治学者のオストロム) 教授が提唱した「co-production」(共創) という概念を、「協働」としたということのようだ。「共に創る・生産する」という概念でしかないため、ケースバイケースで作り上げるしかないのではないかと。

(平田) 参加者の皆さんには配布されていないが、「協働の取組」の定義は、環境教育等促進法第 2 条の 4 に記載されている。だが不十分ということで、資料 5 の 11 にその方向性について書いているが、これでも不十分である。仰るとおり、これで考え方が全て統一できるかという点が無理であり、これは永遠の課題である。

(参加者 B) 環境省(MOE) の人はどぶさらいなどをしたことがあるか。法律は机上の空論だと思う。田舎と都会のギャップがあり、田舎では使えないので、努力目標と言われると関係ない、しなくていいということになると思う。田舎には、専門家、NGO がいないので組む相手がない。この点が解消されないと駄目。田舎では、肌で生き物を感じているので、命がどのくらい大事なのかというのは、幼少期から十分わかっている。都会の子供はわからないだろうから、この法律を定めることは否定しないが、ギャップを埋めることが必要だと思う。「協働」という定義は私も大事だと思う。私は野生動物のリハビリテータをやっている。エゾシカとアライグマは嫌いだがやらなければならない。私は、どのような命も大事であると考えているため、害獣であっても私自身で殺すことはしない。

(溝渕) 課題として専門家等、パートナーがない点についてのご指摘。修正されれば使えそうか。それとも関係ないという感じか。

(参加者 B) 関係ないという感じ。先に伝えたように、環境教育の考え方に沿って施策は実施しているつもりであり、あえて田舎で必要とする法律ではない。法律でそうしなさいとなった場合は、考えざるを得ない。弊害が出るだろう。

(溝渕) 都会と田舎のギャップを埋める法律になっていないということか。

(参加者 B) そうである。田舎に 1 年くらいは国の職員も現場を見に来てください。

(MOE) ご意見はありがたい。ギャップについては他所からも意見をいただいている。貴重な意見をいただき私自身もそうした体験等をしながら対応を考えていきたい。

(平田) 現場の話で言えば使えない法律は使わないでよいと思われる。今、法律の使い勝手をどうするかを検討している状態であり、これに入れ込むものがあればパブコメ等を活用してもらいたい。

(参加者 C) 学校教育の充実とあるが、文科省とどの程度摺合せしているか。大学で教員を養成する際、環境教育をする様な視点はない。どういうアプローチで考えているか。認定の場では、利益を上げるものは指定しないとなっている。例えば、水族館等は利潤を追求しないと立ちゆかない場合もあるが、この場合は認定の対象外なのか。

(MOE) 1 点目、文科省の摺合せだが、専門家会議では文科省を含め 5 省が参加しており、省令等も協議しながら決めている。具体的にどの様に学校へ入れ込むかについては、今後考えて行かなければならないことである。今後、法施行に向け、学校教育にどう生かしていくかなど、環境省としても検討しているところであり、文科省とも連携し協力していきたいと考えている。

2 点目、企業が本業とは別に、体験の場を提供しているところとして、例えば工場のリサイクル見学などは対象となる。基準は難しいが、お金を取っているからダメということではない。

(参加者 C) 1 つ目の方で確認だが、今回法律を整備したことをきっかけに、学校にもアプローチを充実させていくということか。

(MOE) そのとおり。現状では、文科省の方では、学習指導要領等を進めておられると思うが、さらに環境省としては、環境教育という面から入っていききたい。

(参加者 C) 体系的な環境教育というのはどういう意味か。2年生でこれをやって3年生ではこれをやるなどの枠を環境省が示すことか。

(MOE) 現状では、各学年層ごとの各教科における環境教育の位置づけなどを、学習指導要領に沿って整理した資料を、文科省と連携して作成しており環境省ホームページでも掲載している。

(参加者 C) 今までの環境教育は学校令で蓄積されたもの。学校に環境教育をインプットするためには、教育課程に当てはまるものを実施しなければならない。曼荼羅等を示すだけでは現場には浸透しないのではないか。また地域性や理解の程度もあるので、両省がかなりの労力を払うつもりがなければ不可能と思われる。現場でどうやるのか、その大枠が変わっていないのであれば進まないのではないか。

(MOE) ご意見等を踏まえ考えていきたい。

(溝渕) 現場だけの協働を進めても学習指導要領が変わらないと進まないということか。

(参加者 D) 資料5のP20で人材育成活用について質問。以前からも制度があり、実際、認定を受けて取り組んでいるが、努力目標の定量指標に活用されていると言われても、現場の自治体では「そうですか」というぐらいであまり認識されていない。今後の展望等を聞かせてほしい。

(MOE) 認定制度の話はおっしゃるとおりである。この認定制度のメリットについては私どもの課題となっており、しっかり受け止めて、今後、課題のクリアに向けてがんばりたい。

(参加者 D) 札幌市にも独自の派遣制度があるが、そちらとの人材認定事業とのリンクがない。国の制度を市や町村等が活用することは、有効活用と思われる。行政の垣根を取り国の方から、地方の制度等を調べてリンクするような働きかけもしてもらいたい。

(MOE) そのようなアプローチをするためにも、制度自体の力を強めなければならない。その上で行っていききたい。

(溝渕) どういうメリットがあればよいと思われるか。

(参加者 D) 多くの人に知ってもらうことが最重要であり、「それは何ですか」といわれることが一番辛い。

(参加者 E) 人材認定等事業登録制度で盛り上がっている自治体や都道府県はあるのか。

(MOE) 全体で38事業の登録があるが盛り上がっているところはこの場ですぐにお答えできない。認定されているところはキープ協会やCONE（自然体験活動推進協議会）などである。

(参加者 F) 確認だが、P21に特別非常勤講師制度が記載されているが、環境省が予算をつけて学校に派遣するようなイメージはあるのか。

(MOE) 現状ではそのイメージはない。

(参加者 G) 昨日新聞を見て参加した。和寒町出身である。私は札幌でサラリーマンをしている。先ほどの天塩の方の意見と全く同感である。子供達の環境教育から取り組もうと思い、現在、事業を早く進めていくためにボランティアから始めている。実際のところ、議論はもういらぬ。事業をするには、お金が必要でありイベント等を行いながら収入を得て実施している。本日は、この法律との関連性を模索するため情報収集に来た。学校教育では、小学5年生ぐらいの時は関心を持って参加するが、中学生になると受験に関心が行ってしまう。今日話を聞いてこの法律で利用できるものを探し当てなければならないと思った。現状の課題だが、単発で実施しているため、ネットワークの限界がある。今後ネットワークの広がりや協働できる団体を探し

ていきたい。

(溝渕) ご自身は札幌に在住しており、子どもを対象とした活動をされていらっしゃる。都市部では中学生程度になると受験等の関係で、自然等への関心が薄れていく、と。札幌外の地方との連携もお考えということか。

(参加者 G) あまり広域になると取りとめがないが、私自身の出身も天塩町の隣であるため、この天塩川の上下を活用し、地元の活性化に繋がりたいという思いがある。

(溝渕) 本日は難しいテーマでもあり、非常に短い時間であったので十分に話し合うには至らなかったと思う。個別に意見があれば、環境省のお二人とお話しただければと思う。また、意見や質問があれば、付箋に書いていただきたい。これにお答えするとともに、パブコメにも提案したい。

以 上